

日本学術振興会ワシントン研究連絡センター

FDIC、ハイヤー・ワン社と WEX 銀行による大学デビットカードに関連した 欺瞞的業務行為に関する示談成立を発表（12月23日）

連邦預金保険公社（Federal Deposit Insurance Corporation : FDIC）は12月23日、連邦学資援助支払いサービスを提供するハイヤー・ワン社（Higher One, Inc.）とその提携銀行であるWEX銀行（WEX Bank）による、連邦取引委員会法（Federal Trade Commission (FTC) Act）第5条に違反する欺瞞的業務行為に関し、示談が成立したことを発表した。ハイヤー・ワン社は、連邦学資援助の中から授業料などの学費が大学に直接支払われた後の残額の学生への支払いを、同社が提供するWEX銀行の口座「ワン・アカウント（OneAccount）」に振り込むよう手配し、学生にはデビットカードによる口座へのアクセスを提供していたが、FTC法第5条に違反して、契約の際に「ワン・アカウント」に発生する手数料及び口座の機能・制限などといった詳細情報や、同口座利用以外の学資援助支払い手段のオプションに関する情報を提示しなかった。その結果、ハイヤー・ワン社は2012年5月4日～2014年7月15日の間に学生から不正に3,100万ドルを徴収していくことになる。FDICは、ハイヤー・ワン社とWEX銀行に対し、それぞれ223万ドルと175万ドルの民事制裁金を科した他、被害を受けた顧客約90万人に総額約3,100万ドルを返却することを命令した。

Federal Deposit Insurance Corporation, FDIC Announces Settlement with WEX Bank and Higher One for Deceptive Practices Related to Debit Cards for College Students
<https://www.fdic.gov/news/news/press/2015/pr15102.html>